

かながわけんとうじしゃめせん      しょうがいふくしすいしんじょうれい

# 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

い      しゃかい      め      ぎ

## ～とともに生きる社会を目指して～

もと      きほんけいかく

### に基づく基本計画について

れいわ      ねん      がつ      にち

令和6年1月25日

ふくし      ぶ      しょうがいふくしか

福祉部障害福祉課

# 1. 計画策定の経緯と、計画が目指すところ

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい い しゃかい めざ  
「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

れいわ ねん がつ せいてい れいわ ねん がつ せこう  
(令和4年10月に制定、令和5年4月に施行)



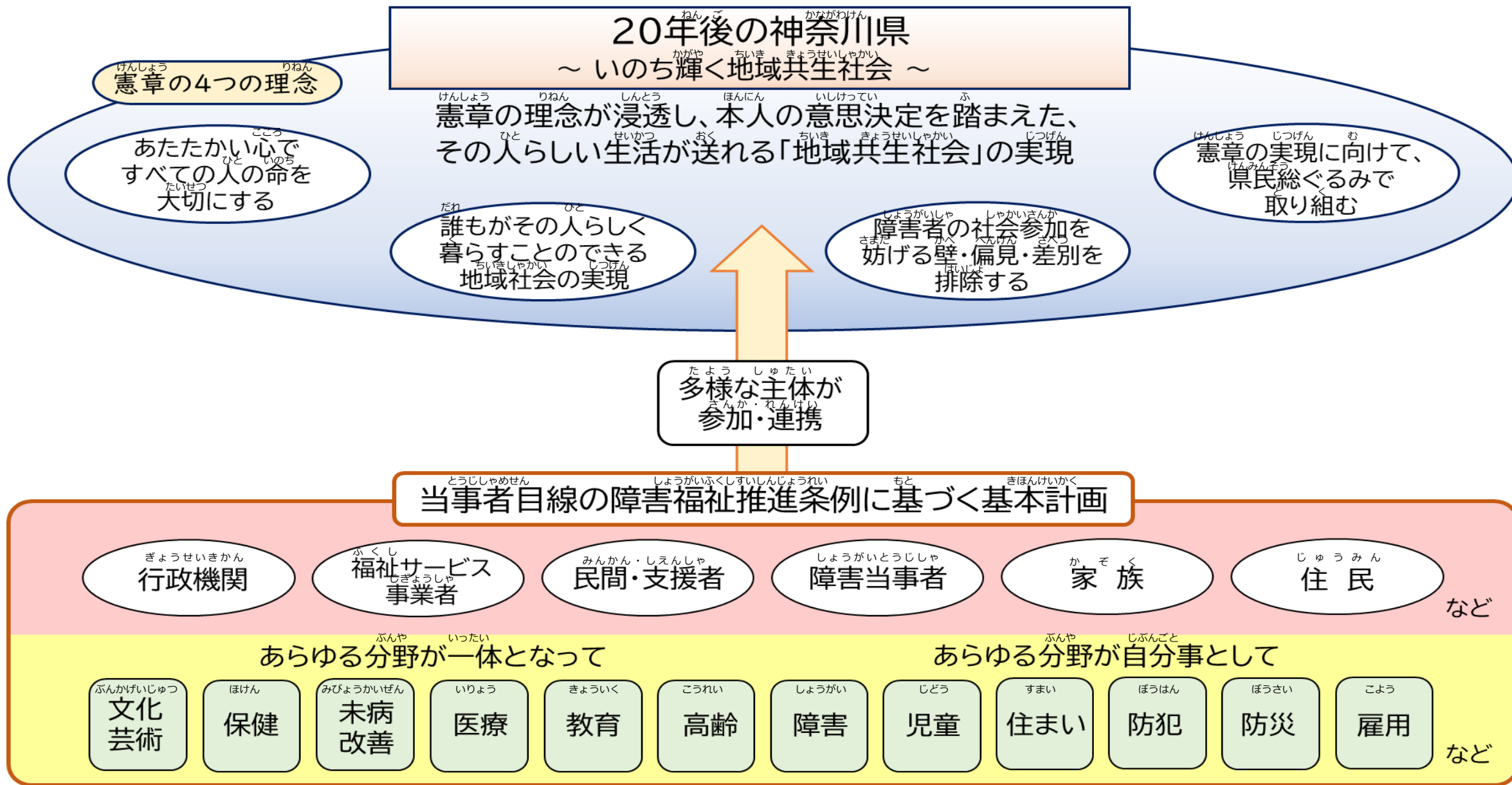
けんぜんたい とりく すいしん  
県全体で取組みを推進するため  
じょうれい もと あら けいかく さくてい  
「条例に基づく新たな計画」を策定

じょうれい もくてき ちいききょうせいしゃかい じつげん  
《 条例の目的 ⇒ 地域共生社会の実現 》

とうじしゃめせん しょうがいふくし すいしん はか じつげん しゃかい  
当事者目線の障害福祉の推進を図ることで実現する社会とは…

- しょうがいしゃ さべつ ぎゃくたい う みづか のぞ く じつげん しゃかい  
障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現できる社会
- しょうがいしゃ だれ よろこ じっかん しゃかい  
障害者だけではなく誰もが喜びを実感できる社会

# 2. 地域共生社会の実現に向けた計画のイメージ図



# 3. 計画の構成（「総論」、「各論」、「資料」）

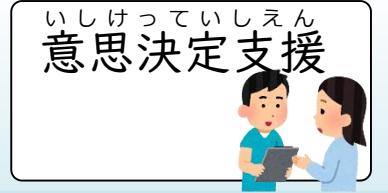
総論

「当事者目線の障害福祉に至った経緯」や、「当事者目線とは何か」、「ともに生きる社会とは何か」など

各論

## I すべての人のいのちを大切にする取組み

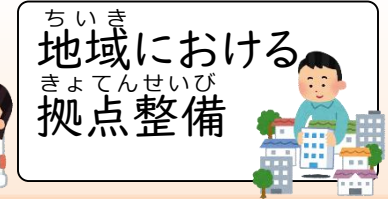
1. すべての人の権利を守るしくみづくり
2. ともに生きる社会を支える人づくり



各論

## II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり
4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり



各論

## III 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、 いかなる偏見や差別も排除する取組み

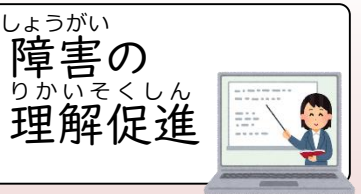
5. 社会参加を促進するための環境づくり
6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり



各論

## IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. ともに生きるための意識づくり
8. ともに育つための教育の振興
9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興



資料

県の取組みの実績値・目標値、専門用語解説や障害福祉に関する各種マーク、計画策定の経過 など

## 4. 新たな計画のポイント

### (1) 県の障害福祉に関する施策を網羅した唯一の計画となる

- これまで県の障害福祉に係る計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つが策定されており、内容も一部で重複していることから、県民から「わかりにくい」との声が多くあった。これらの計画を一本化し、県が策定する障害福祉に関する唯一の計画とした。

### (2) あらゆる障害に関する施策を推進するための計画となる

- いわゆる3障害（知的障害、身体障害、精神障害）を対象を定めた計画としてではなく、例えば、発達障害や医療的ケアが必要な重度障害等の児童に係る障害、強度行動障害、高次脳機能障害、重複障害や一部難病など、あらゆる障害を対象として、取組みを推進する計画とした。

### (3) 地域共生社会の実現に向けて、みんなで考え、悩み、育てる計画となる

- いわゆる「福祉分野」だけでなく、「あらゆる分野」が障害を意識し、自分事として考えながら、一体となって、当事者目線による施策を検討していく体制をつくり、計画を策定した。
- これまで以上に障害当事者や障害者を支える家族、支援者等の声をこれからの施策に反映するため、障害当事者の参加（参画）を推進し、障害当事者の声が届く体制をつくり、計画を策定した。



# 5. 障害当事者の声(意見)の反映の一例

「障害者のために行政が作る計画ではなく、当事者が何を求めているかを反映させた計画にしてほしい」

- ・ 障害者施策審議会や障害当事者団体ヒアリングにより、当事者の意見を計画に反映。
- ・ 障害当事者部会を設置し、意見を聴取。

「当事者が活動の主体となることを進めるための項目を計画に入れてほしい」

- ・ 「当事者主体の活動の推進」の項目を新たに追加。

「精神障害の施策は他の障害に比べて遅れている。現場を知り、当事者の声をしっかりと反映させてほしい」

- ・ 関係団体へのヒアリングを実施。
- ・ 相談・就労、住宅確保など、様々な分野の施策を計画に位置づけ。

## けいかくほんたい 計画本体

【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み  
 ・【中柱】 I.すべての人の権利を守るしくみづくり  
 ・【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

障害者虐待件数の推移

区分	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R元)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	124件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	40件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	3件

注1 県福祉子どもみらい局調べ。  
 注2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障害者虐待の内容(2021(R3)年度:重複計上)

区分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)
身体的虐待	91件 46.9%	24件 47.1%	1件 25.0%			
性的虐待	7件 3.6%	6件 11.8%	0件 0.0%			
心理的虐待	55件 28.4%	17件 33.3%	0件 0.0%			
放棄・放置(注1)	25件 12.9%	1件 2.0%	0件 0.0%			
経済的虐待	16件 8.2%	3件 5.9%	3件 75.0%			

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

## いけんじたい 意見自体を けいかく けいさい 計画にも掲載

### 計画策定にあたって寄せられた意見の一部

**当事者** 障害があっても人からは大切にされたい。暴力がどうかを聞かせないでほしい。

**家族** 施設の障害者虐待を防止するためには、職員だけでなく、その管理者などにも、しっかりと虐待の理解を深める取組みを進めてほしい。

**支援者** 障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、当事者に参画してもらいながら出来ないか。

# 6.ご意見いただきたいポイント(2つ)

## 1 指標しひょうについて

➤ 現在の指標げんざい しひょう (案あん)

※ 「指標」 = 計画の達成度を表す数値のこと。

障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合

(ただし、これだけでは「当事者の目線」が不十分と考えている)



当事者の目線、当事者の意見を踏まえた新たな指標を追加で設けたい

## 2 イメージ図ずについて

➤ 「当事者目線の障害福祉」の一例

➤ 県民総ぐるみで作る「地域共生社会」のイメージ図



イメージをご確認いただきたい

# 7. 「当事者目線の障害福祉」の一例

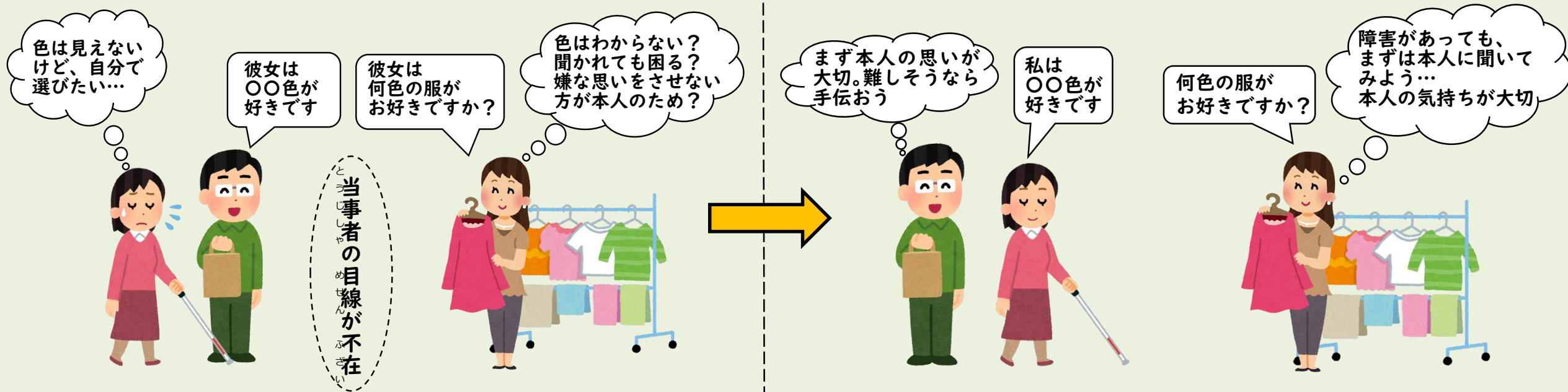
総論

「当事者目線とは」

## ▶ 支援者目線と当事者目線の違い

「本人のため…」と、当事者が不在になる「支援者目線」

当事者本人が中心となる「当事者目線」





# 8. 県民総ぐるみで作る「地域共生社会」のイメージ図

総論

当事者目線とは

## 当事者目線の障害福祉に基づく “地域づくり”の推進

### 障害者支援施設（しょうがいしゃしえんしせつ）

